

2017 年 12 月 25 日

返戻金制度に関する事項

弊社は、有料職業紹介事業を行うにあたって、紹介者が短期に退職した場合の紹介手数料の返戻金(違約金)については、取引先(求人先企業)との契約において下記の考え方に基づいて取引先(求人先企業)と交渉を行うものとする。

ただし、返戻金の発生期間、返戻金料率は、取引先(求人先企業)との間の双方合意に基づいて契約を締結するものとする。

記

1. 弊社の基本的な考え方は、入社日より3カ月以内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、受け取った人材紹介料の50%を返還する。
2. ただし、採用した企業側の理由に起因する退職および企業側の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等不測の事態による退職の場合は、前項は適用されない。

許可番号 13-ユ-307235

株式会社ウエストンキャリア

東京都中央区日本橋茅場町一丁目12番8号茅場町SDビル7階